回　覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３１年５月１０日

平成３１年度洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する

助成のお知らせ

 　洞爺湖町では平成２９年４月１日から、ふるさと納税を活用し、就学前に教育・保育施設を利用している児童を扶養する保護者に対し、各々に決定された利用者負担額に対して２分の１の助成を行います。

　　私立幼稚園等を利用されている児童の助成につきましては、対象と思われる世帯に対し５月中に直接お知らせいたしますが、幼稚園等を利用されていて５月中に通知が無かった場合は下記の「問い合わせ」先までご連絡をお願いいたします。

　　なお、保育所を利用されている児童の利用者負担額につきましては、２分の１にし決定しております。

|  |
| --- |
| **助成の概要について**【目　的】洞爺湖町内外の私立幼稚園に入園している児童を扶養する保護者等に対し、利用者負担金の経済的負担軽減を図り、洞爺湖町の子育て支援の充実を図ることを目的とする。【助成対象】○洞爺湖町に住所を有し、町内や町外の私立幼稚園等に就園している児童を扶養する保護者等とする。　　○就園している児童が複数の場合は、各々を助成の対象とする。【助成金の額】　○洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第２条第１項第１号に該当する者（とうやこ幼稚園利用者）の規定により決定された利用者負担額の２分の１。　○上記規程に該当しない者（町外の私立幼稚園等利用者）の利用者負担額の２分の１．　○利用者負担額には実費徴収費など特別な経費は含まない。【支給方法】　　６月、９月、１２月、３月の４期ごとに支給する。 |

 【申請方法】

　６月締切　平成３１年５月３１日（金）まで

提出先　　洞爺湖町教育委員会　役場３階

 　　提出書類　○洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等軽減助成金交付申請書（別記様式第１号）

　　　　　　　　　○幼稚園就園決定通知書等の写し（当該私立幼稚園に就園していることがわかる書類）

　　　　　　　　　○幼稚園利用者負担金決定通知書等の写し（利用者負担金がわかる書類）

　　　　　　　　　○領収書等（支払ったことがわかる書類）

　　　　　　　　※申請書の用紙については、教育委員会管理課・洞爺総合支所・洞爺湖温泉支所の窓口及び町ホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ

　　〒０４９－５６９２　洞爺湖町栄町５８番地

　　洞爺湖町教育委員会　管理課　保育・庶務グループ（電話　７４－３００９）